

大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

- 1 佐賀地方最低賃金審議会は、2024（令和6）年8月20日、佐賀県内における最低賃金を56円引き上げて時間額956円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年10月17日から時間額956円に改正することを決定した。

この引き上げは、佐賀県における過去最大の増加額である。その結果、全国加重平均額との差額は99円、東京都の最低賃金額との差額は207円となっており、徐々にその差額が小さくなっているものの、依然として大きい。また、隣県である福岡県の最低賃金額との差額は36円あり小さくない。

加えて、労働者が、佐賀県の現在の時間額で、一般労働者の所定内労働時間である142.5時間（「毎月勤労統計調査令和7年2月確報」）稼働したとすると、年収163万4760円にしかない。このような収入では、昨今の物価高も相まって、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるだけの生計費を捻出することはできない。

- 2 最低賃金の増額を行ううえで、各種税負担や社会保険料の事業主負担部分の軽減等具体的な措置等のほか、中小企業とその取引先企業との間で労務費の転嫁を含めた適正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強化する必要がある。

物価高騰や人件費高騰等上昇するコストの価格転嫁について、2025年（令和7年）2月に行われた民間調査によると、多少なりとも転嫁できていると回答する企業が77%あるものの、価格転嫁率は40.6%にとどまっており、まったく価格転嫁できていない企業が11.2%あるとの結果であった。上昇するコストの価格転嫁は、取引を失うこと等の懸念や人件費等の具体的に数値化して取引先の理解を求めることが困難であること等を背景に、いまだ十分には進んでいない。

中小企業等が健全な経営を続けるためには、価格転嫁をさらに推進することが必要である。労務費の転嫁については既に指針が示されているところではあるが、労働基準監督署による企業への監督指導によって、価格転嫁等を含めた取引の適正化を図るのであれば、相応に労働基準監督署の人員の充実も必要である。

- 3 以上から、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、さらなる最低賃金額の引上げを答申すべきことを求め、国に対し、中小企業支援策の強化を求める。

2025年（令和7年）6月24日

佐賀県弁護士会

会長 出口 聡一郎